

令和4年度第2回庄内町地域包括支援センター運営協議会 会議録

- 1 開催日時：令和5年2月21日（火）午後1：30～2：45
- 2 場 所：庄内町役場 入札室
- 3 出席委員：佐藤一彦、金子絵美、上野豊、高橋未央、門脇俊宏、檜山澄美、森田義宏
大谷明子、佐藤幸基、田澤縁、池田博史
- 4 包括職員：包括課長 佐々木正人、包括係長 岡部美奈子、主任介護支援専門員 三浦舞
- 5 事務局：保健福祉課長 鶴巻 勇、課長補佐兼福祉係長 永岡 忍、
主査兼介護保険係長 丸山昭宏、主査兼高齢者支援係長 阿良佳代子
高齢者支援係主任 日向唯

委嘱状交付 保健福祉課長 (受取：大谷明子委員)

- 1 開 会 保健福祉課長
- 2 あいさつ コロナ感染対策のマスク着用に関する情報について後ほど説明いただきたい。
- 3 協 議 (進行 会長)

- (1) 庄内町地域包括支援センター評価について (説明 資料1・2；事務局)
(説明 資料2；包括課)

【委員】資料1について、取組が進んでいない業務と町の取組とセンターの取組に差がみられる業務が、「包括的・継続的支援ケアマネジメント業務」となっており、その要因として「介護支援専門員を対象とした研修会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示せなかったこと」に加え、「思うような進捗がなかった」と記載があるが、どうして進捗しなかったのか。

【事務局】毎月の定例会で、やるべき事業を一覧とし、主担当を決めて事業実施の確認をしてきたが、進まなかった。

【委員】包括では多岐にわたる包括業務をこなしていることがわかった。包括は包括ケアシステム構築の要となるので、個別ケースに振り回されている状況ではあるが、過度な負担にならないようにしていただきたい。また、居宅介護支援事業所のレベルアップが図られるよう整理しながら、本来包括の行うべき事業を実施していただきたい。

【包括】コロナ感染症拡大の影響や、包括のスキル不足があった。来年度は、保健福祉課と協力連携して、包括職員の負担の内容に進めていきたい。

【委員】タイムスケジュールを作成し、保健福祉課と包括が共有し進捗管理をすべきである。次回のこの会議でそのタイムスケジュールを資料として提出してほしい。また、これからは在宅医療のニーズが高まり、介護保険なしでは成り立たない。在宅医療・介護連携推進事業について本気で取り組んでいただきたい。

【事務局】タイムスケジュールの作成と、本協議会への提出は実践する。

【会長】それでは、資料2「令和4年度庄内町地域包括支援センター事業評価表」について運営協議会としての評価を行う。評価がCの項目は改善してほしい。また、指摘

事項については重点的に取り組んでほしい。なお、補足説明には、できなかった業務と改善策を記載してください。

(2) 令和5年度庄内町地域包括支援センター事業計画（案）について

（説明 資料3；包括課）

【委員】「地域見守り会議」の開催を、民生委員・児童委員協議会定例会終了後に開催するアイデアはよい。短時間で段取りよく開催してほしい。

【包括】地域のニーズを吸い上げなければならない。新任の民生委員・児童委員は相談窓口がわからないと思うので、相談窓口としての包括の紹介と相談を受けたい。

【委員】地域見守り会議を開催しないということではないのか確認したい。

【包括】これまで地域見守り会議では、地域の実情に応じて民生委員・児童委員や居宅介護支援事業所の介護支援専門員を交えて実施してきたが、介護支援専門員からは「話題が個人のこととなると、個人の情報をどこまで話せるのかわからない」との意見があったため、会議の開催方法については介護支援専門員を含め検討したい。

【委員】民生委員・児童委員は令和4年12月の委員改正により新任が24名、また若い人が多くなったので、地域の状況がわかるのでありがたい。

【会長】この案でよろしいか⇒【全員賛成、承認】

(3) 地域密着型サービス事業所等の指定変更について （説明 資料4；事務局）

【会長】協議する件名として「地域密着型サービスの変更に係る協議について」とする。意見はないか。

【委員】サービスの変更によりサービスを受ける人が増えることになるが、サービスを提供するスタッフの増員は大丈夫か。

【事務局】スタッフの人数については、事業所で判断することとなるが、受入定員に対して必要な人員の配置数は定められているので、別途審査することとなる。

【会長】サービス変更に伴う懸念事項について説明願う。

【事務局】介護保険料の見込みについて、参考までの報告となるが、サービス変更により現在のベースからは標準の段階で、第5段階の月額128円の増額、年額1,536円の増額となる見込み。また、不足するサービス（地域密着型通所介護、総合事業通所型サービス）について、介護保険法では、介護事業者に対し事業廃止、休止における継続的なサービス提供のための便宜提供が義務付けられている。

【会長】サービス事業所を増やすことについてどう判断するか。

【事務局】国でも令和3年度介護保険の制度改正において、事業所の経営安定のためのグループホームユニットの3ユニットへの増を可能としている以上、事業所申出による拡充については、保険者として不許可とすることはできないと判断。その代わりに利用者の継続便宜を図るよう事業所に指導する。

(4) その他

【事務局】令和5年6月に満了を迎える地域密着型サービスの指定更新を予定している事業所がある。更新にかかる資料提出はまだ届いていないが、実地指導においても概ね良好であること、まだサービス提供に問題等も無いことから、指定更新することを

承諾いただき、次回に事後報告とさせていただきます。

【会 長】来年度のこの会議開催に間に合うことが望ましい。

4 その他

(1) 令和4年度保健福祉課事業（健康寿命延伸のための取組）の経過報告

（説明 資料5；事務局）

(2) その他

【事務局】冒頭会長より情報提供の依頼があったマスクの着用については、3月13日より、国・県の方針と同様に、個人の判断にゆだねることとなる。

5 閉会

【保健福祉課長】この度の任期での協議会はこれで最終となる。新たな委員を選考することとなるが、引き続き委員の依頼があった際には、御協力よろしく願います。